

舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

この実施要領は、舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務選定委員会（以下「委員会」という。）が募集する公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務（以下「本業務」という。）の公募型プロポーザルの実施方法及び、関係法令に定めるもののほか遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

本業務は舞鶴地域における医師偏在の解消に向けた包括的な診療体制構築へ向け、舞鶴地域麻酔診療支援センターに配置される麻酔科の医師が舞鶴市内の公的3病院（舞鶴医療センター、舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院）にて、効率的な勤務を支援するシステム構築を行うものである。また、将来的には他診療科での活用のほか、診療所、調剤薬局、在宅・介護施設等の連携を視野に入れたシステムの構築を目指すものである。

2. 募集業務の概要

- (1) 業 務 名 舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務
- (2) 業務の内容 別添「舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務基本仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 契約の上限額 公開（導入）施設3病院の合計額 39,000,000 円（税抜）
- (5) 契約の締結 本実施要領により決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- ア 契約にあたっては、各病院と契約書を作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。（別添舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務基本仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。）
- エ 業務の全部又は一部について、委員会の承諾なしに他者に再委託することはできない。

3. 調達等の概要

- (1) 調達物品及び数量
 - (ア) 公開施設に必要な「舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）に準拠したシステムの機器一式。なお、公開施設に必要な SS-MIX2 サーバは調達に含めない。
 - (イ) 公開施設は以下に記載する施設をいう。
 - ・独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター
 - ・国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院
 - ・日本赤十字社舞鶴赤十字病院
- (2) 履行場所
 - (ア) (1) の(イ)に定める 公開施設

- (イ) 舞鶴市役所
- (ウ) 操作研修・説明会を実施する舞鶴市内の施設
- (エ) その他受注者が、設計・構築に必要とする場所で、発注者が認めた場所

4. 公募型プロポーザルに関する事務を担当する名称及び所在地

【舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務選定委員会事務局】

〒625-8555 京都府舞鶴市北吸 1044

舞鶴市 健康・子ども部 地域医療課

担当者 松本、高橋

電話 0773-66-1051 FAX 0773-62-9897

Email : c-iryu@city.maizuru.lg.jp

5. 公募型プロポーザルの参加者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルの参加者は、次の要件について全て満たしていなければならない。

- (1) 地域医療ネットワークシステム（医療機関等の中で、患者の診療情報を共有する情報ネットワーク）に係る導入（受託）実績を有し、電子カルテ情報及び画像情報を公開している実績があるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 舞鶴市競争入札参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の期間中の者でないこと。
- (4) 舞鶴市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 法人税又は所得税、並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 仕様書及び提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

6. 提出書類（参加資格確認申請）

- (1) プロポーザル提案意向申請書（様式1）
- (2) 事業者概要書（様式2）
 - 事業者概要書の添付書類
 - ア 法人登記簿謄本（登録事項全部証明）
 - イ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し
 - ※ 上記のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする。
 - ウ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）
 - ※ 提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの
- (3) 提案するシステムが令和3年4月1日時点で電子カルテ情報及び画像情報を公開している病院の導入実績を示すもの（書式自由で病院名については非公開で可）。
- (4) 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

提出期限	令和3年11月4日(木)午後5時まで
提出場所	〒625-855 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務選定委員会事務局 (舞鶴市健康・子ども部 地域医療課内)(別館4階)
提出方法	持参又は郵送(書留郵便に限る)。
提出部数	1部
提出様式	様式に定めのあるものについては、3病院又は舞鶴地域医療推進協議会ホームページからダウンロードして入手すること。

7. 参加資格確認結果通知

参加者から提出のあった参加申込関係書類を確認後、令和3年11月5日(金)に様式2に記載された担当者に電話および参加資格審査結果を郵送する。

8. 提出書類(選定用)

(1) 業務実施体制表(様式任意)

(2) 企画提案書(様式任意、A4版)

(ア) 企画提案書は、評価者が舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務基本仕様書、舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務評価基準表に基づき最適な内容を適切に評価できるよう、具体的に分かりやすく記述すること。また、基本仕様書に「提案を行うこと」とある項目については企画提案書の内容に含めて記述すること。なお、頁数はA4版60頁以内とする。企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施する。企画提案書の概要として、30分以内で説明できるように簡潔に要点をまとめたページを企画提案書に含めること。

(イ) 基本仕様書「4 基本機能」及び「5 その他機能」に記載の「仕様書」は、システムの詳細が分かるものとし、企画提案書の頁数に含めず別冊とすること(様式は任意。基本性能とその他機能に分ける必要はないが分かりやすいものとする)。

(ウ) 将来的な拡張性、見積範囲外のオプション等も評価の対象となり得るが、その場合、対象頁の右上に「見積対象外」と記述し、概算費用も記載すること。なお、拡張性について無料でバージョンアップできるものについてはその限りではない。

(3) 見積書

様式3見積書の記載は以下のとおり記載し提出すること。なお、様式3 見積書には見積根拠となる明細書(各病院別に分かるもの)を別途添付すること。

(ア) 導入見積価格は公開施設3病院合算した導入費用を記すこと。

(イ) 上記導入見積価格において、電子カルテ以外の部門システム連携はPACSの情報を共有することを想定し、システム導入にかかる機器調達、設定作業、テスト作業、その他導入時に必要な費用を合算した金額を見積価格に含めること。

(ウ) 上記導入見積価格において、導入ワーキング等プロジェクトマネジメントにかかる費用は公開施設3病院の合算金額を見積価格に含めること。

(エ) 参考見積価格には、公開施設 3 病院にかかる本プロポーザルで調達予定の機器の保守費用、ソフトウェア・サービス利用料、回線利用料、その他継続して必要となる費用の 5 年間分を合算した費用を記載すること。

(オ) 参考見積価格の積算に当たっては、保守期間中における材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

(4) 業務スケジュール表 (A 4 または A 3 版、様式任意)

提出期限 令和 3 年 11 月 12 日 (金) 午後 5 時まで

提出場所 〒625-855 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務選定委員会事務局
(舞鶴市健康・子ども部 地域医療課内 (別館 4 階))

提出方法 持参又は郵送 (書留郵便に限る)。

提出部数 各 15 部

提出様式 様式に定めのあるものについては、3 病院又は舞鶴地域医療推進協議会ホームページからダウンロードして入手すること。

留意事項 提出書類は、それぞれ簡易に左綴じとすること (製本しないこと。)

9. プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーション実施日時 (予定)

令和 3 年 11 月 18 日 (木) 14:50 開始

(2) プレゼンテーションについて

(ア) 会場・順番 (時間) については参加資格が認められたものに参加資格審査結果と共に郵送する。

(イ) プレゼンテーションの時間配分

1 社 5 0 分以内 (プレゼンテーション: 3 0 分以内、質疑応答 (残りの時間))

(ウ) プレゼンテーションの発表者 (会場への入室者) は 3 名までとし、うち 1 名は様式 2 に記載された担当者とする。

10. 企画提案書作成に関する質問

(1) 質問期限 令和 3 年 11 月 1 日 (月) 正午

(2) 質問方法 所定の質問書 (様式 4) によりファクス又は電子メールにて受け付ける。

ファクス: 0773-62-9897

電子メール: c-iryu@city.maizuru.lg.jp

(3) 回答日時 令和 3 年 11 月 8 日 (月) 午後 5 時までに回答する。

(4) 回答方法 舞鶴地域医療推進協議会ホームページにて質問とともに公表する。

11. 選定方法等

(1) 評価基準

別添「舞鶴地域麻酔センター情報ネットワークシステム導入業務プロポーザル評価基準表」のとおり

(2) 審査方法

提出された書類について、委員会が(1)の評価基準に基づき審査する。

(3) 特定者の選定及び結果通知

- ア 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者(以下「特定者」という。)として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、導入価格の安価な者を特定者とする。なお、導入価格が同額の場合については、くじ引きにより特定者を選定する。
- ウ ア・イに関わらず、システムのセキュリティが不十分と認められる場合は、特定者として選定しない。
- エ ア・イに関わらず、総合点の単純平均が60点未満の場合は、特定者として選定しない。また、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、総合得点が60点以上でかつ評価委員会が適当と評価した場合は、その者を特定者とする。
- オ 審査の結果については、11月22日(月)(予定)に文書により審査対象者全員に通知するとともに3病院及び舞鶴地域医療推進協議会ホームページで公表する。

(4) 失格事項

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提案金額が2(4)の契約の上限額を超えた場合
- ウ 提案に関して、談合等の不正行為があった場合
- エ 本実施要領に示した事項及び本件に関する条件に違反した場合
- オ その他、選定委員会が不相当と認めた場合

12. 契約

審査結果通知において優先交渉権者に決定した参加者は企画提案の内容をもとにして、委員会と業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整を行う。この交渉が整ったときには、本要領記3(1)の(イ)に定める各公開施設と個別に随意契約の手続きへ移る。契約においては各公開施設の契約規程に基づき締結する。

13. スケジュール

日 程	内 容
令和3年10月28日(木)	公示、実施要領の配布
令和3年11月1日(月)正午	質問提出期限
令和3年11月4日(木)午後5時	参加資格確認申請書等提出締切
令和3年11月5日(金)	プロポーザル参加資格確認結果通知
令和3年11月8日(月)午後5時	質問回答
令和3年11月12日(金)午後5時	企画提案書等提出締切
令和3年11月18日(木)	プレゼンテーション審査
令和3年11月22日(月)	審査結果通知(予定)

14. その他

- (1) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は委員会及び3病院、舞鶴市役所、その他選定に必要な会場内での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (5) 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。